

静岡県訓令甲第2号

くらし・環境部
土木事務所長
建築主事

建築基準法令取扱規程（昭和49年静岡県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後																
<p>(申請書等の取扱い)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる申請書又は届出書の送付を受けたときは、土木事務所所管に係るもの（同表の(1)の項及び(2)の項にあつては、第2条第1項第2号に掲げる建築物又は工作物に係るものをいう。）については内容審査の上自ら処理し、その他のものについては速やかに知事に送付しなければならない。</p>	<p>(申請書等の取扱い)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 土木事務所の長は、市町長から次の表に掲げる申請書又は届出書の送付を受けたときは、土木事務所所管に係るもの（同表の(1)の項及び(2)の項にあつては、第2条第1項第2号に掲げる建築物又は工作物に係るものをいう。）については内容審査の上自ら処理し、その他のものについては速やかに知事に送付しなければならない。</p>																
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>申請書等の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2)</td><td>細則第17条の規定による許可申請書 (<u>法第85条第5項又は第87条の3第5項</u>の規定による許可に係るものに限る。)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></tbody></table>		申請書等の種類		(略)	(2)	細則第17条の規定による許可申請書 (<u>法第85条第5項又は第87条の3第5項</u> の規定による許可に係るものに限る。)		(略)	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>申請書等の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2)</td><td>細則第17条の規定による許可申請書 (<u>法第85条第6項又は第87条の3第6項</u>の規定による許可に係るものに限る。)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></tbody></table>		申請書等の種類		(略)	(2)	細則第17条の規定による許可申請書 (<u>法第85条第6項又は第87条の3第6項</u> の規定による許可に係るものに限る。)		(略)
	申請書等の種類																
	(略)																
(2)	細則第17条の規定による許可申請書 (<u>法第85条第5項又は第87条の3第5項</u> の規定による許可に係るものに限る。)																
	(略)																
	申請書等の種類																
	(略)																
(2)	細則第17条の規定による許可申請書 (<u>法第85条第6項又は第87条の3第6項</u> の規定による許可に係るものに限る。)																
	(略)																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。